

アール・イー・ジャパン株式会社
住宅金融支援機構適合証明業務手数料一覧表

(平成30年2月1日改定)

新築住宅【一戸建て等】

※ 消費税込

確認検査とのリンク	登録住宅性能評価機関として行うもの			設計検査申請 (円/戸) 括弧内は確認申請の処分後、棟上げ(※2)まで	中間現場検査 (円/戸) 括弧内は特定工程等の検査と同時に行うことができない場合の額	竣工現場検査・適合証明の検査(円/戸)
	設計性能評価書を活用(一定の等級(※1)を満たすもの)	設計評価書及び建設性能評価書を活用(一定の等級を満たすもの)	長期優良住宅の技術審査を受けるもの			
REJ	なし又は×	なし又は×	なし	5,200 (8,300)	14,400 (16,500)	12,400
	なし又は×	なし又は×	○	省略(ただし、長期優良住宅の技術審査を他機関で行う場合は、3,100)	14,400 (16,500)	12,400
	○	なし又は×	なし	省略	10,300 (12,400)	10,300
	○	○	なし	省略	省略	6,200
	○	○	○	省略	省略	5,200
他機関又は行政庁(以下「他機関等」という。)	なし又は×	なし又は×	なし又は×	8,300	16,500 (18,500)	14,400
	なし又は×	なし又は×	○	5,200	15,400 (17,500)	14,400
	○	なし又は×	なし又は×	省略	12,400 (14,400)	12,400
	○	○	又は×	省略	省略	8,300
	○	○	○	省略	省略	7,200
棟上後完了検査前又は竣工済特例				44,200		

加算額 (フラット35S金利Aプラン又はBプランを利用する場合)	設計検査申請 (円/戸)	中間現場検査 (円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査 (円/戸)	棟上後完了検査前又は竣工済特例 (円/戸)
金利Aプラン又はBプラン	9,300(1基準ごと)	9,300(1基準ごと)	4,200(1基準ごと)	耐震性を除き、13,400 ただし、建設住宅性能評価書により耐震性能が確保された場合は、加算しない。
金利Aプラン又は金利Bプランを採用するもので、認定通知書等の写し(※3)が添付されている場合に限る。	加算なし			

計画変更	手数料(円/戸)
住宅の工法が大きく変更される場合	4,200
フラット35Sを新たに追加する場合(1基準ごと)	11,300
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合(1基準ごと)	11,300

- 備考
- 一定の等級とは、省エネルギー対策等級2以上かつ、劣化対策等級原則2以上かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3以上
 - 「棟上」とは機構が定める中間現場検査の受検できる時期のことを便宜上表現しています。
 - 次いずれかの認定書等をいう。

イ	認定低炭素住宅又は集約都市開発事業計画が認定された住宅	金利Aプラン
ロ	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画認定住宅	金利Aプラン
ハ	長期優良住宅	金利Aプラン
ニ	BELS評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票	BEIの値が0.9以下のもの
		BEIの値が1.0以下のもの
ホ	平成29年3月31日までに登録建築物調査機関が発行した「住宅事業主基準に係る適合証の写し」	金利Aプラン
ヘ	その他の時限立法により施行される、これらの制度と同等の措置と認められる認定書又は証明書	当該制度に応じ、金利Aプラン又は金利Bプラン

- 現場検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の17時30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、検査手数料(第10条の額を)第1項を含む。)の10分の1(算定した額に10円以下の端数が生じる場合は当該額から10円以下を切り捨てた額)(下限は5,000円とする。)を徴収することができる。(以下同様とし、2-4及び2-5においては現況確認を含みます。)
- 現場検査の結果において再検査の手数料は、検査手数料の5分の4とし、算定した額に10円以下の端数が生じる場合は当該額から10円以下を切り捨てた額(下限は5,000円とする。)とする。(以下同様とし、2-4及び2-5においては現況確認を含みます。)

新築住宅【共同建て】

確認検査とのリンク	登録住宅性能評価機関として行うもの			戸数/棟（※2）	設計検査申請 （円/棟）	竣工現場検査・適合証明の検査 （円/棟）	フラット35登録マンションの場合（1棟あたり）	
	設計性能評価書を活用（一定の等級（※1）を満たすもの）	設計評価書及び建設性能評価書を活用（一定の等級を満たすもの）	長期優良住宅の技術審査を受けるもの				設計検査申請	竣工現場検査・適合証明の検査（円/棟）
REJ	なし又は×	なし又は×	なし	1～20戸	32,900	82,100	26,700	57,500
				21～50戸	55,500	147,800	45,200	103,700
				51～100戸	82,100	221,700	65,700	156,000
				101戸～200戸	108,800	287,300	87,300	201,100
				201戸以上	131,400	316,100	105,700	221,700
	なし又は×	なし又は×	○	1～20戸	20,600	82,100	16,500	57,500
				21～50戸	34,900	147,800	28,800	103,700
				51～100戸	53,400	221,700	41,100	156,000
				101戸～200戸	67,800	287,300	54,400	201,100
				201戸以上	82,100	316,100	65,700	221,700
	○	なし又は×	なし	1～20戸	省略	57,500	省略	41,100
				21～50戸		103,700		73,900
				51～100戸		156,000		110,900
				101戸～200戸		201,100		143,700
				201戸以上		221,700		159,100
	○	○	なし	1～20戸	省略	40,100	省略	28,800
				21～50戸		73,900		51,300
				51～100戸		110,900		77,000
				101戸～200戸		143,700		100,600
				201戸以上		158,100		110,900
○	○	○	1～20戸	省略	24,700	省略	20,600	
			21～50戸		45,200		37,000	
			51～100戸		66,700		56,500	
			101戸～200戸		86,200		72,900	
			201戸以上		94,400		79,100	
他機関等	なし又は×	なし又は×	なし	1～20戸	52,400	98,500	42,100	69,800
				21～50戸	89,300	177,500	70,800	124,200
				51～100戸	131,400	266,800	104,700	186,800
				101戸～200戸	172,400	344,800	138,600	242,200
				201戸以上	209,400	379,700	168,300	265,800
	なし又は×	なし又は×	○	1～20戸	31,900	98,500	26,700	69,800
				21～50戸	53,400	177,500	45,200	124,200
				51～100戸	84,200	266,800	65,700	187,800
				101戸～200戸	107,800	344,800	87,300	242,200
				201戸以上	131,400	379,700	104,700	266,800
	○	なし又は×	なし	1～20戸	省略	69,800	省略	49,300
				21～50戸		124,200		89,300
				51～100戸		187,800		133,400
				101戸～200戸		242,200		172,400
				201戸以上		266,800		190,900
	○	○	なし	1～20戸	省略	49,300	省略	34,900
				21～50戸		89,300		62,600
				51～100戸		133,400		94,400
				101戸～200戸		172,400		122,100
				201戸以上		190,900		132,400
○	○	○	1～20戸	省略	29,800	省略	24,700	
			21～50戸		53,400		45,200	
			51～100戸		80,100		67,800	
			101戸～200戸		103,700		84,800	
			201戸以上		113,900		95,500	

加算額 （フラット35S金利Aプラン又はBプランを利用する場合）	設計検査申請 （円/棟）	竣工現場検査・適合証明の検査 （円/棟）
金利Aプラン又はBプラン	41,100（1基準ごと）	41,100（1基準ごと）
金利Aプラン又は金利Bプランを採用するもの（※3）で、認定通知書等の写しが添付されている場合に限る。	加算なし	加算なし

計画変更	手数料(円/戸)
フラット35Sを新たに追加する場合（1基準ごと）	M×3,600（上限72,000）
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合（1基準につき）	M×3,600（上限72,000）

Mは戸数を示す。

- 備考 1 一定の等級とは、省エネルギー対策等級2以上かつ、維持管理対策等級【共用配管】原則2以上
 2 戸数/棟とは、同一敷地内に複数の棟に分かれた共同住宅があった場合の戸数の算定の適用の方法は、棟ごととする。
 3 次いずれかの認定書をいう。

イ 認定低炭素住宅又は集約都市開発事業計画が認定された住宅	金利Aプラン
ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画認定住宅	金利Aプラン
ハ 長期優良住宅	金利Aプラン
ニ B E L S評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票	BEIの値が0.9以下のもの 金利Aプラン BEIの値が1.0以下のもの 金利Bプラン
ホ 平成29年3月31日までに登録建築物調査機関が発行した「住宅事業主基準に係る適合証の写し」	金利Aプラン
ハ その他の特限立法により施行される、これらの制度と同等の措置と認められる認定書又は証明書	当該制度に応じ、金利Aプラン又は金利Bプラン

中古住宅（一戸建て等及びマンション）

基礎額（リフォーム一体型及びリノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）を除く。）		
着工された日	条件	適合証明書手数料の額（円/戸）
昭和56年6月1日（新耐震）以降	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、当該基準を確認できる設計図書がすべて揃っている場合	49,300
	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、新築住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので劣化対策等級2以上のもの	36,000
	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、既存住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので、「劣化事象等が認められない」と評価されたもの	36,000
	耐久性基準の確認を要しない住宅の場合	41,100
	上記以外の場合	61,600
昭和56年5月31日（旧耐震）以前	機構が定める耐震評価基準による場合（※2）	184,700
	公的機関の評定、評価等の資料による場合	61,600
	耐震診断の結果報告書によって耐震性を有している場合	61,600
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める認定を受けた改修工事に従った耐震改修工事を行っている場合	102,600
	昭和56年6月1日改正以降の建築基準法の耐震関係規定による構造計算による場合	205,200
	既存住宅に係る建設住宅性能評価書を活用するもので、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上のもの	REJから交付を受けたもの 36,000 他機関から交付を受けたもの 61,600

加算額等（リフォーム一体型及びリノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）を除く。）	加算額（円/戸）	加算額の特例 次のいずれかの疎明資料の証（当該住宅の新築時において、所定の基準が確保されたものに限る。）が添付されており、かつ、当該基準に係る部分について新築時から変更がないもの限り、下表の額とする
耐震性	73,900（※3）	20,600 イ 新築時の適合証明書 ロ 新築時の長期優良住宅技術審査の適合証及び認定書 ハ 新築時の建設住宅性能評価書 ニ 既存住宅の建設住宅性能評価書
バリアフリー性	43,100（※4）	20,600 イ 新築時の適合証明書 ロ 新築時の長期優良住宅認定書 ハ 新築時の建設住宅性能評価書 ニ 既存住宅の建設住宅性能評価書
耐久性・可変性	43,100	20,600 イ 新築時の適合証明書 ロ 新築時の長期優良住宅の認定書 ニ 新築時の建設住宅性能評価書 ホ 既存住宅の建設住宅性能評価書
省エネルギー性	43,100	20,600 イ 新築時の適合証明書 ロ 新築時の建設住宅性能評価書 ハ 既存住宅の建設住宅性能評価書 ニ 新築時の省エネ住宅ポイント対象住宅証明書 ホ 基準適合住宅認定通知書（建築物省エネ法）（マンションを除く。） ハ 性能向上計画認定通知書（建築物省エネ法） ト 認定低炭素住宅認定通知書（エコまち法） チ 平成29年3月31日までに登録建築物調査機関が発行した「住宅事業主基準に係る適合証の写し」（マンションを除く。）

加算額-2 加算額（フラット35S（共に金利Bプラン）を利用する場合） （リフォーム一体型及びリノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）を除く。）	加算額（円/戸）
開口部断熱（省エネルギー）	3,100
外壁等断熱（省エネルギー）（※5）	1,100
段差解消（バリアフリー）	3,100
手すり設置（バリアフリー）	2,100

- 備考 1 旧公庫マンション情報登録機関に登録しているマンションの場合は、表示価格から3千円を減額させていただきます。
 2 在来木造、枠組壁工法、鉄筋コンクリート造（ラーメン及び壁式）、工場生産住宅（プレハブを含む。）及び設計登録住宅等に限り、（2-5-1において同じ。）
 3 疎明資料がない場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）による耐震性能評価を行うこと及び劣化事象等の確認を要する場合の額として表示します。
 4 疎明資料がない場合は、実地による検査による額として表示します。
 5 外壁等断熱（省エネルギー）の適用については、当該基準として新築時の建設住宅性能評価書、適合証明書、旧公庫融資現場審査合格通知又は適格認定通知書（融資種別に応じた書式年度のものに限る。）が交付されており、その書面を活用するもので、かつ、新築時から変更がないものに限ります。

リフォーム一体型を利用する場合（一戸建て等に限る。）

※マンションは別途、見積り

条件		適合証明等手数料の額（円/戸）
事前確認（物件売買時）	書類審査	16,200
	現況確認	16,200 ※耐震性の場合は、2-1又は2-2によって、疎明資料で明らかな場合は徴収しない。
	既存住宅売買瑕疵保険、引渡後リフォーム型既存住宅瑕疵保険又は既存住宅性能評価を、REJでされているものに限る。	▲10,800（減額）
リフォーム工事計画確認（工事着手前審査）	通常	2-1のいずれかの方法による額
	フラット35Sを適用する場合	2-1のいずれかの方法による額に2-2又は2-3のいずれかの方法による額を加算した額
適合証明（リフォーム工事後）	現況確認	16,200
	リフォーム瑕疵保険が付保されている場合で、検査の一部が省略される場合	▲10,800（減額）

- 備考 1 この制度を利用するためには次の要件に該当する場合を除き、既存住宅瑕疵保険（引渡後リフォーム工事タイプ）ことが必要とされます。
- 2 一戸建ての場合
- ア 新築年次が平成15年4月1日以降又は建築確認日が平成14年4月1日以降の住宅で、新築時に旧住宅金融公庫の工事審査を受けたもの
- イ 新築時にフラット35の適合証明を受けたもの
- ウ 新築時に建設住宅性能評価書（等級2以上の劣化対策等級を得ているものに限る。）が交付されているもの

リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）を利用する場合（一戸建て等に限る。）

※マンションは別途、見積り

条件		適合証明等手数料の額（円/戸）
事前確認（物件売買時）（※フラット35S基準に適合していないことを確認することの確認）	書類審査	16,200
	現況確認	16,200
リフォーム工事計画確認（工事着手前審査）	フラット35Sを適用する場合	2-1のいずれかの方法による額に2-2又は2-3のいずれかの方法による額を加算した額
適合証明（リフォーム工事後）	現況確認	16,200

中古マンションらくらくフラット35登録用の申請をする場合

基礎額（Mは戸数を示す。）（リフォーム一体型及びリノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）を除く。）

着工された日	条件	適合証明等手数料の額（円/戸）	
		個別登録コース	20年登録コース
昭和56年6月1日（新耐震）以降	機構の定める中古マンションの技術基準に適合するもの	M×3,100（上限310,000）	適用しません。
	新築住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので劣化対策等級2以上のもの	M×2,100（上限210,000）	M×2,100（上限210,000）
昭和56年5月31日（旧耐震）以前	機構が定める耐震評価基準による場合（※2）	184,700	適用しません。
	公的機関の評定、評価等の資料による場合	61,600	
	耐震診断の結果報告書によって耐震性を有している場合	61,600	
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める認定を受けた改修工事等を行った場合	102,600	
	昭和56年6月1日改正以降の建築基準法の耐震関係規定による構造計算による場合	205,200	
既存住宅に係る建設住宅性能評価書を活用するもので、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上のもの	REJから交付を受けたもの	M×2,100（上限210,000）	
	他機関から交付を受けたもの	M×3,100（上限320,000）	

加算額（フラット35S（共に金利Bプラン）を利用する場合）（リフォーム一体型及びリノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）を除く。）	加算額（円/戸）
外壁等断熱（省エネルギー）	1,100
段差解消（バリアフリー）	3,100
手すり設置（バリアフリー）	2,100

- 備考 適用については、当該基準として新築時の建設住宅性能評価書、適合証明書、旧公庫融資現場審査合格通知書若しくは適格認定通知書（融資種別に応じた書式年度のものに限る。）又は、既存住宅の建設住宅性能評価書が交付されており、その書面を活用するもので、かつ、新築時から変更がないものに限ります。

賃貸住宅及び、まちづくり融資（建設）

基礎額	戸数	設計検査申請(円/棟) ※1	竣工現場検査・適合証明の 検査(円/棟)
一般	5戸未満	13,400	17,500
	6戸～10戸	22,600	28,800
	11戸～15戸	30,800	45,200
	16戸～20戸	37,000	56,500
	20戸超	41,100	61,600
指定確認検査機関として行う建築確認申請と同時の場合	5戸未満	9,300	13,400
	6戸～10戸	12,400	22,600
	11戸～15戸	15,400	30,800
	16戸～20戸	18,500	37,000
	20戸超	20,600	41,100
工事着手後、竣工現場検査の時期までに提出される場合	5戸未満	13,400	17,500
	6戸～10戸	22,600	28,800
	11戸～15戸	30,800	45,200
	16戸～20戸	37,000	56,500
	20戸超	41,100	61,600

加算額 (Mは戸数を示す。)	設計検査申請(円/棟)		竣工現場検査・適合証明の検査(円/棟)	
	省エネ賃貸住宅融資及びサービス付高齢者向け賃貸住宅融資	M×2,100 (上限42,000)	M×2,100 (上限42,000)	M×2,100 (上限42,000)

計画変更	手数料(円/戸)
フラット35Sを新たに追加する場合（1基準ごと）	M×1,100（上限22,000）
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合（1基準ごと）	M×1,100（上限22,000）

リフォーム融資（一戸建て等住宅及びマンション）

融資区分	手数料(円/戸) ※リフォーム工事前の審査及び、 リフォーム工事後の検査を含みます。	
耐震改修工事	地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合	67,800
	機構の定める基準によるもの	184,700
バリアフリー工事	30,100	
増築工事及び改築工事(建築確認申請を伴うもの)	31,900	
増築工事及び改築工事(上記以外のもの)	22,600	

賃貸住宅リフォーム融資

融資区分	手数料(円/戸) ※リフォーム工事前の審査及び、 リフォーム工事後の検査を含みます。	
住宅セーフティネット	41,100	
耐震改修工事又は耐震補強工事	耐震改修工事を選択した場合	耐震改修工事又は耐震補強工事のいずれかに応じた額を加算する
	地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合	67,800
	機構の定める基準によるもの	184,700
省エネ住宅	断熱性等級4	57,500
	一次エネルギー消費量等級4以上	76,600
サービス付き高齢者向け住宅（バリアフリー性）	57,500	